|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **共同住宅** | | **認定前の共同住宅**  **（５項ロ）** | **認定後（全体として１６項イ）** | | |
| 外国人滞在施設  【ホテル（認定）部分  (５項イ）部分】 | その他の共同住宅部分（５項ロ部分） | |
| 小規模特定用途複合防火対象物 | 左記以外  特定用途の床面積の合計が全体の  10％超　等 |
| **消防設備の例** | 自動火災報知設備 | ・延面積500㎡以上は設置  ・地階、無窓階、3階以上の階で床面積が300㎡以上は設置  ・11階以上の階は全部に設置 | 全部設置 | ・特定用途と共同住宅の床面積の合計が500㎡以上は設置  ・地階、無窓階、3階以上の階で床面積が300㎡以上は設置  ・11階以上の階は全部に設置 | ・延面積300㎡以上は設置  ・11階以上は共同住宅と同じ  ・特定１階段等防火対象物に設置 |
| 誘導灯 | 地階、無窓階、11階以上は設置 | 全部設置  小規模特定用途複合防火対象物は設置不要（地階、無窓階、１１階以上は設置が必要） | 共同住宅と同じ | 全部設置 |
| スプリンクラー設備 | 11階以上の階は全部に設置 | ・延床面積6,000㎡以上は設置（平屋建を除く）  ・11階以上の建物は全部設置  ・5項イのある階で、地階、無窓階で床面積1000㎡以上に設置  ・5項イのある階で、4階以上10階以下の階で床面積が1500㎡以上に設置  小規模特定用途複合防火対象物の１０階以下の階は設置不要 | 共同住宅と同じ | ・11階以上の建物は全部設置  ・5項イのある階で、地階、無窓階で床面積1000㎡以上に設置  ・5項イのある階で、4階以上10階以下の階で床面積が1500㎡以上に設置 |
| 消火器 | ・延面積150㎡以上は設置  ・地階・無窓階又は3階以上の階で床面積が50㎡以上は設置 | ・5項イ部分の面積150㎡以上は設置  ・地階・無窓階又は3階以上の階で床面積が50㎡以上は設置 | 共同住宅と同じ | 共同住宅と同じ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **一戸建て住宅** | | **認定前の一戸建て住宅** | **認定後** |
| ホテル（認定）部分 （５項イ） |
| **消防設備の例** | 自動火災報知設備 | 住宅用火災警報器を設置 | 要設置 |
| 誘導灯 | 規定なし | 要設置 |
| スプリンクラー設備 | 規定なし | ・当該居室6,000㎡以上は設置（平屋建住宅を除く）  ・地階、無窓階で床面積1000㎡以上に設置  ・4階以上10階以下で床面積が1500㎡以上に設置 |
| 消火器 | 規定なし | ・床面積150㎡以上は設置  ・地階・無窓階又は3階以上の階で床面積が50㎡以上は設置 |

外国人滞在施設の消防法令への適合①

**国家戦略特区・外国人滞在施設の消防法令上の用途は、大阪府の条例適用地域内では5項（イ）「ホテル・旅館」とされています。このため住宅と比較して下記設備等が必要となります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ※この資料は概要ですので、詳しくは施設所在管轄の消防署へお問い合わせください**

５項イ・・・旅館、ホテル、宿泊所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  
５項ロ・・・寄宿舎、下宿又は共同住宅　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  
16項イ・・・特定防火対象物が存する複合用途防火対象物  
小規模特定用途複合防火対象物・・・特定用途の床面積の合計が全体の延面積の10％以下、かつ、300㎡未満である16項イ

外国人滞在施設の消防法令への適合②

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | **（５）ロ** | **（１６）イ** |
| １　防火管理者選任、消防計画作成 | （消防法第８条第１項、消防法施行令第１条の２第３項） | 収容人員５０人以上 | 収容人員３０人以上 |
| ２　消防訓練 | （消防法施行規則第３条  第１０項） | 消防計画に基づき概ね  年１回以上 | 消火訓練及び避難訓練を年２回以上 |
| ３　甲種防火管理再講習 | （消防法施行規則第２条の３  第１項） | 義務なし | 収容人員３００人以上 |
| ４　統括防火管理者選任、全体消防計画作成※管理について権原が分かれているものに限る | （消防法第８条の２第１項、消防法施行令第３条の３） | 高さ３１ｍ超 | ・高さ３１ｍ超  ・地階を除く階数が３以上、  かつ、収容人員３０人以上 |
| ５　防火対象物点検報告 | （消防法第８条の２の２、消防法施行令第４条の２の２） | 義務なし | ・収容人員３００人以上  ・（５）イが避難階以外の階に存し、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が１ |

**（５）ロ→（１６）イの用途変更に伴う防火管理関係の影響**

⇒　国家戦略特区において、外国人滞在施設として特定認定を受けようとする場合は、

　　必ず事前に当該対象物を管轄する消防署の予防担当に相談してください。